

こんな封書やはがきが届いていませんか？

詐欺かもしれません

家族や知人に相談する時間を少なくし、慌てて連絡させ金銭を請求する詐欺が急増しています。まずは落ち着いて、消費者ホットラインに相談しましょう。



- 【法務省管轄支局】
- 【民事訴訟管理センター】
- 【地方裁判所管理局】
- 【全国紛争相談センター】

※公的機関に類似していても国の機関とは無関係です！

総合消費料金
訴訟最終告知のお知らせ
管理番号 (さ)〇〇〇〇

このたび、貴方の利用されておりました契約の不履行に対し民事訴訟が提起されました。ご連絡が無い場合、給料を差し押さえ、訴訟手続きに移行します。

裁判取り下げなどの相談もご連絡ください。なお、個人情報保護のため、ご本人様からご連絡頂きますようお願いします

取り下げ最終期日〇月〇日

お問い合わせ

法務省管轄支局 訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

こんな言葉に**要注意**

訴訟 強制
最終告知 差し押さえ
取り下げ最終期日

などの表現で不安をあおります！

⇒消費者ホットライン **TEL 188** (局番なし)

問い合わせ…消費生活センター ☎048-258-1241
市民相談室 ☎048-259-9037 FAX048-252-4471

かわいい子には

体験活動をさせよう

子どもに自然や人・社会などと直接関わる活動を体験させて、主体性や協調性を育み、自立して生きていく力を身に付けさせましょう。

7月

子ども自然体験村



夏休み、山のキャンプ場で他の参加者と2泊3日の共同生活。自分たちでテントを立て、かまどで火を起こし、食事を作ります。

対 小学5年～中学生



なかなか難しいぞ...

9・10月

通学合宿



学校に通いながら公民館で共同生活をします。買い物や食事作りなど、みんなで協力して家事にチャレンジ。もちろん、毎日の宿題も頑張ります。

対 小学4～6年生



貴重な体験をさせてあげられた！

上手に切れるかな？



青少年相談員募集

青少年団体や市主催の体験活動、各種イベントへの協力をはじめ、子どもたちの相談・遊び相手として活動する青少年相談員にあなたも参加してみませんか。

対 市内在住・在勤・在学の18歳～36歳のかた（高校生を除く）



問い合わせ…青少年対策室 ☎048-258-1115 FAX048-252-7776